

岐阜県公報

第四百五十三号
令和五年十二月十五日

(金曜日)

目次

告示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

(環境管理課) 五八九ページ

公示

市街地再開発組合の解散認可
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区役員の退任
土地改良区清算人の就任

(都市整備課) 五八九
(岐阜農林事務所) 五九〇
(西濃農林事務所) 五九〇
(東濃農林事務所) 五九〇

告示

岐阜県告示第五百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和五年十二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
各務原市川崎町一番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第四十七条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

公示

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定により令和五

年十二月十五日高島屋南市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公示する。

令和五年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
羽 島 用 水 土 地 改 良 区	令 和 五 ・ 二 一 ・ 四

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
檜俣北部土地改良区	令和五・二・三	理事	服部勝弘	安八郡輪之内町檜俣 二四八一番地

土地改良区清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公示する

令和五年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した清算人

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住 所
瑞浪中部土地改良区	令和五・二・七	清算人	遠山英俊	瑞浪市土岐町 二六四〇番地
			永井研	二六七九番地
			桑原昇	二五〇〇番地の六
			加藤満	二六二六番地
			小木曾徳幸	二九三一番地
			中村恵嗣	三一九二番地の三
			鶴飼健二	三四九六番地

令和五年十二月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社